【産前･産後休業または育児休業からの復職者】
新宿区子ども家庭部保育課

復職に関する申告書

新宿区長　宛て

＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

住 所　新宿区＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(復職予定の)保 護 者 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿［□父　□母］

保 護 者 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿［□父　□母］

申込児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（＿＿＿＿年＿＿月＿＿日生）

申込児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（＿＿＿＿年＿＿月＿＿日生）

申込み・認定申請の種別（該当するものにチェック☑）

□ 認可保育園・認定こども園［保育園機能］、地域型保育事業の入園(転園)申込み

□ 教育・保育給付認定申請［利用(予定)施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿］

□ 施設等利用給付認定申請［利用(予定)施設名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿］

『就労』を事由とする申込み・認定申請をするにあたり、以下のとおり申告します。

１　入園(転園)日、認定日(認定期間の始期)が属する月の末日まで(勤務先との調整により、困難である場合は翌月1日)**に復職します。ただし、産前・産後休業中である場合は、産前・産後休業終了後、速やかに復職します。**

※「復職」とは、産前･産後休業または育児休業を取得している在職中の職場に、取得前と同じ雇用条件（就労日数・就労時間）で復職（派遣社員として就労していた方は取得前と同じ派遣元の会社に復職）して、就労を開始することです。

２　復職後、２週間以内に「復職証明書」(新宿区様式) **を提出します。**

３　在職中の職場に復職しない場合 または 「復職証明書」を提出しない場合は、入園(転園)の内定や決定、認定が取消しとなることに異議はありません。

【認可保育園等の入園の利用調整】

- 育児のための短時間勤務制度の利用により、就労日数に変更なく、1日あたり2時間以内で勤務時間の短縮をする場合は、短縮前の就労日数、就労時間の指数を適用します。勤務時間の短縮後の就労時間が6時間以上である場合も同様に適用します。
- 内定後または入園(転園)後に、就労日数の短縮や、1日あたり2時間を超える就労時間の短縮がわかったときは、短縮された就労日数･時間により、改めて利用調整を行います。その結果、内定や決定を取り消すことがあります。